

京都市上下水道局訓令甲第4号

上下水道モニター実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

上下水道モニター実施要綱の一部を改正する要綱

上下水道モニター実施要綱の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「京都市水道局」を「上下水道局」に改め、同条第2項中「水道局」を「上下水道局」に改める。

第12条中「上下水道事業」を削る。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)